国東サテライトセンター運転管理業務委託
仕様書

宇佐・高田・国東広域事務組合

国東サテライトセンター運転管理業務委託仕様書

（目的）

第１条　この仕様書は、宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「組合」という。）の所管するごみ中継施設である国東サテライトセンター（以下「施設」という。）の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の搬入・貯留・搬出にかかる業務をはじめとした施設の運営管理全般を受託する事業者（以下「受託者」という。）に委託し、業務を適性に履行することを目的とする。

　したがって仕様書に明示のない業務事項において、組合が必要とするものが生じた場合は、業務を受託する受託者は組合に従うとともに積極的に業務の目的が達成されるよう努めなければならいない。

（適用範囲）

第２条　本仕様書は、「国東サテライトセンター運転管理業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

（対象施設）

第３条　業務を実施する施設は、次のとおりとする。

（１）施設名称：国東サテライトセンター

（２）所 在 地：大分県国東市国東町東堅来616番地１

（３）処理能力：２４ｔ/５ｈ（可燃ごみ）

（４）開場日時：月～土曜日　８：３０～１７：００

（業務委託期間）

第４条　委託期間は次のとおりとする。

（１）契約期間　契約締結日の翌日から令和１０年3月３１日まで

（２）業務期間　令和８年２月１日から令和１０年3月３１日まで

（３）準備期間　契約締結の翌日から令和８年１月３１日まで

２　契約期間について変更がある場合は、変更を行う日の１カ月前までに組合と受託者で書面により協議をおこない、必要に応じて業務委託期間の変更を行うものとする

３　受託者は、円滑な業務履行のため、準備期間中に次の業務を必要に応じて行うこと。

（１）施設の見学、状況調査

（２）組合、運転事業者が用意する本業務に関わる資料の内容の確認

（３）業務の安全・安定かつ経済的な遂行にあたり必要な業務従事者への引継ぎ、訓練
　　引継ぎ、訓練実施にあたっては、組合、現受託者と日程等の協議を行うこと

（４）その他必要なこと

（稼働日時）

第５条　稼働日、休業日、稼働時間は次のとおりとする。

（１）勤 務 日　　月曜日から土曜日まで

（２）休 業 日　　①日曜日
　　②１２月２９日から１月３日まで

（３）稼働時間　　８時３０分から１７時００分まで

（業務内容）
第６条　委託業務の概要は次の各号のとおりとする。なお、業務の詳細は別紙特記仕様書に定める。
（１）施設及び設置機器類等の管理業務
①施設全体の管理（管理棟は除く）
②設置機器類の日常清掃及び日常点検整備
③施設の保安、防犯
（２）施設の運営業務
①対象施設への搬入・搬出車両の案内・指示
②搬入物の分別・破砕
③搬入物の積替え
④搬入物の搬出
⑤搬入物のストック量の管理・調整
⑥運転記録の作成及び報告
⑦作動油・消耗品等の交換
（３）その他の業務
その他組合の指示する業務

（業務従事者及び服務等）
第７条　業務従事者及び服務等は次のとおりとする。
（１）業務に従事する者は、原則受託者の職員として現に属する者であることとする。
（２）受託者は、受託業務に従事する者として、業務に応じて専門的知識及び経験を有する者を充て業務に支障のないように配置すること。
（３）受託者は、業務を円滑に遂行できるように総括責任者、副総括責任者、従事者を含めた組織体制を定め、組合に報告すること。当該総括責任者は、従業員の勤務を十分把握し、各業務の指揮監督にあたること。
（４）各業務に従事する有資格者については、法令等を遵守すること。
（５）施設内外の異常を発見もしくは予見した場合は、速やかに組合に連絡し、適切な対応策を講ずること。
（６）当該施設で作業を行う場合は、業務に必要な免許証等を携帯又は掲示し、求められた場合は提示しなければならない。

（業務従事者の服装）
第８条　業務従事者の服装は次のとおりとする。
（１）受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な服装を着用させること。
（２）業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し、又は、着用すること。

（安全対策等）
第９条　受託者は、施設及び周辺の特性を十分理解したうえで、騒音、臭気、振動には特に配慮し、適切な運営管理の水準を確保すること。また、業務従事者全員に安全教育を実施し、安全管理を徹底するとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに組合に報告するとともに受託者の責任において必要な措置を講ずるものとする。ただし、組合の責に帰する理由による場合の損害については、この限りでない。

（業務上の災害等）

第１０条　本仕様書に基づく業務上における労災保険の適用は、全て受託者の負担とする。また、受託者の従業員等が業務遂行上に被った損害については、受託者が保障すること。ただし、組合の責に帰する理由による場合の損害については、この限りでない。

（保険への加入）

第１１条

（１）受託者は施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に組合の承諾を得ること。

（２）中継車両を運行することから、対人対物無制限、車両保険等、組合が公用車に掛けている保険と同等の自動車保険に加入すること。

（３）組合は本施設の所有者として、保険に加入の予定であるが、加入先は未定である。

（地域振興）

第１２条　施設の維持管理・運営にあたっては、構成市内の企業等を積極的に活用するとともに物品の調達先についても構成市内から積極的に確保すること。また、地元住民の雇用促進等により地域振興に貢献すること。

（法令等の遵守）

第１３条　受託者は、業務の履行に必要なすべての関係法令等を遵守すること。

（提出書類・届出）

第１４条　業務の実施に際し、必要な事項を記載した業務実施計画書を業務開始前に組合に提出し、承諾を得ること。また、業務実施計画書を変更する場合は、組合の承諾を得ること。

なお、提出する事項等について以下に例を示すが、業務開始後に組合と協議し決定する。

業務委託関係提出書類

（１）各計画書

１）年間運転計画書

２）月間運転計画書

３）保守管理計画書及び保守管理実施結果報告書

４）作業環境管理計画書及び作業環境管理結果報告書

５）清掃計画書及び清掃結果報告書

（２）着手時

１）業務着手届

２）総括責任者届

３）従事者名簿及び職務分担表

４）有資格者の免状等（写し）

５）業務実施計画書

６）緊急連絡表

７）その他組合が指示する図書

（３）月次提出図書

１）月間業務完了報告書

２）業務月報

３）運転日報
４）受入日報
（４）完成図書
１）年間業務完了報告書
２）業務年報
３）点検記録
４）施設清掃業務報告書
５）その他組合が指示する図書
各報告書が1枚に集約されている場合は、この限りではない。

（業務委託料の支払い）
第１５条　業務委託料の支払いは次のとおりとする。
（１）組合は、契約金額のうち運転管理に関する費用について、契約期間の月数で除して得た金額を月額とし、月毎に支払う。
（２）組合は、受託者から提出された作業完了報告書の内容について合格と認めたときは、請求を受けてから30日以内に契約代金を支払う。

（貸与物品等）
第１６条　受託者が、業務履行のため必要とする物品で、組合が貸与する物品等は、次のとおりとする。
（１）貸与物品
①業務に必要な本施設
②フォークリフト　１台
③１０ｔ脱着装置付コンテナ専用車　２台
④油圧ショベル0.28㎥（フォーククロウ付）　１台
⑤コンテナ「自力脱着車用クローズドコンテナ」　３台
⑥コンテナ「オープンコンテナ」　２台
⑦机、椅子、書庫、電話等の事務用品
⑧図書類（ごみ中継施設運転管理業務要領書、機器図面、系統図等及び竣工図書類）
⑨その他組合が必要と認めたもの
（２）本施設等の使用
①組合は、支給物品の使用状況について必要に応じ、受託者に報告を求めることができる。
②受託者は、貸与された物品等の受領書（借用証書）を組合に提出すること。
③組合は、これらの物件等の紛失、損傷等又は物件の不適正な使用があった場合には、受託者の責任において補充し、又は、原状復旧しなければならない。

（経費等の負担）
第１７条　業務にともなう経費負担の区分は次の各号のとおりとする。
（１）組合の負担するもの
①建物の躯体に関する工事費、修繕費
②重機・搬出車両の維持管理費
③法令点検費（建築・消防・受電・浄化槽・重機・搬出車両など）
④火災・施設保険
⑤光熱水費
⑥燃料、油脂類（オイル等含む）

⑦運転に必要な各種資材、部品類
⑧作業環境測定（騒音・振動）
（２）受託者の負担するもの
①業務従事者の給与及び福利厚生費等の人件費
②業務従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防塵マスク等、各種安全用具等の物品費
③業務に使用する事務用品及び消耗品、通信費及び備品
④消臭剤・薬剤・油脂類にかかる消耗品費（活性炭は含まない）
（３）前各項に定めのない事項についての経費負担の区分は、組合受託者協議して定める。

（再委託の禁止）
第１８条　再委託の禁止については次のとおりとする
（１）受託者は、委託業務の一部又は全部を第三者に委託し、または請負わせてはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た一部の業務に関してはこの限りではない。
（２）受託者は、前項ただし書きの承諾を得ようとするときは、委託又は請負わせようとする者の氏名（法人にあたっては名称）、住所又は所在地、業務に従事する者の氏名、その業務の内容、及び委託又は請け負わせる理由を記載した再委託承諾願書を組合に提出しなければならない。

（秘密の保持）
第１９条　秘密の保持については次のとおりとする
（１）受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務履行期間終了後においても同様とする。
（２）受託者は、委託業務の一部を第三者に委託し又は請負わせた場合は、再委託先に対して、前項の特記仕様書の内容を遵守するよう指導し監督しなければならない。

（契約の解除）
第２０条　組合は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除又は解約することができる。
（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令３００）第４条第１項から第３項に定める基準に適合しなくなったとき。
（２）法令の規定に違反する行為を行ったとき。
（３）契約に反する行為を行い、又は契約に反する事実が確認されたとき。

（業務委託期間終了時の引渡し条件）
第２１条　業務委託期間終了時の引渡し条件は次のとおりとする
（１）受託者は、業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を組合に引き渡すこと。組合は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。なお、引渡しに要する費用は、受託者負担とする。
①組合が本仕様書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の組合（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む。）への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各設備の取扱説明書、仕様書及び契約書に基づき整備作成する図書を含むものとする。
②建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
③内外装の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む）を除く

④次期受託者に対し、本運営期間終了後に2週間程度の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、受託者が策定し、組合の承諾を得ること。

⑤その他、業務期間終了時における引渡し時の詳細条件は、組合と受託者の協議によるものとし、令和９年度（業務期間終了１年前程度）の時点において、業務期間終了後の本施設の取扱について、組合と協議を開始すること。

（苦情処理）

第２２条　受託者は、施設の近隣住民等から悪臭・騒音・振動等の苦情又は施設に対する意見が寄せられた場合は、適切に対処するとともに、速やかにその原因を確認し、組合に連絡しなければならない。

（立入り調査）

第２３条

（１）組合は、必要があると認めたときは、視察、立入り又は受託者から資料を提出させる等の方法により受託者の業務状況を検査することができる。

（２）受託者は、正当な理由がある場合を除き、前項の検査を拒むことができない。

（３）受託者は、施設に対する官公庁の立入り調査が行われる場合は、これを拒むことなく協力し、及び立ち会うこととする。

（疑義）

第２４条　この仕様書の各条項に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたときは、組合、受託者とも誠実に協議のうえ定めるものとする。

国東サテライトセンター運転管理業務委託特記仕様書

1．施設の概要

施設の概要は次のとおりである。

（1）所　在　地　国東市国東町東堅来616番地１

（2）処 理 方 式　コンパクタ・コンテナ方式

（3）処 理 能 力　２４ｔ／５ｈ

（4）設 備 構 成

①受入・供給設備　　[床板スライド駆動式]

②圧縮・積替・搬出設備　　[コンパクタ・コンテナ方式]

③集じん・脱臭設備　　[自動巻取り式ロールフィルター・活性炭吸着方式・消臭剤噴霧装置]

④給水設備

⑤排水処理設備

⑥施設専用運搬用コンテナ（以下「コンテナ」という。）

（6）搬出車両

①搬入車両　　収集可燃ごみ　パッカー車（２ｔ～３ｔ）

収集不燃ごみ　トラック（２ｔ）

収集資源ごみ　トラック（２ｔ）

直接搬入ごみ　軽トラック、自家用車、トラック（0.85ｔ～２ｔ）

②搬出車両　　１０ｔコンテナ専用車

４ｔ深ダンプ（参考）

2．業務の範囲等

業務の範囲は次のとおりである。

（1）勤務日及び業務時間

①勤 務 日　　月曜日から土曜日まで（原則、日曜日、１２月２９日から１月３日までは除く。）

②業務時間　　８時３０分～１７時００分まで

③搬入車両受入時間　　９時００分～１２時００分

１３時００分～１６時００分（１５時４５分受付分まで）

（2）受託者が行う業務の対象設備は、次のとおりとする。

①受入・供給設備

②積替・搬出設備

③集じん・脱臭設備

④給水設備

⑤排水処理設備

⑥コンテナ

（3）施設管理

①火元責任者を選任し、火気の始末を徹底し、火災の防止に努めること。

②本施設の機器、備品及び工具等の盗難並びに関係者以外の侵入の防止に努めること。

③業務の履行に際して、環境に配慮した運転管理に努めること。

④照明の点灯は節電に努めること。

（4）本施設の清掃及び整理整頓

本施設の清掃及び整理整頓並びに美観維持に努めること。

（5）貸与物品等の管理

業務委託仕様書第１６条．貸与物品等（1）貸与物品①から⑧に規定する貸与物品等の管理を適正に行うこと。

3．業務従事者

受託者は、業務を実施するに当たり、業務の適切な履行に必要となる業務従事者を確保し、本契約の終了まで、これを維持し業務の履行にあたること。配置人員数については、業務が適正に履行できる人数を受託者の実績経験により配置すること。

受託者は、本業務全体を総括する総括責任者を任命し、業務状況を監督させること。

受託者は、総括責任者が不在となる場合及び緊急時の連絡がとれない場合は、その職務を代行する者を都度任命すること。

4．有資格者

（1）受託者は、業務を実施するに当たり、業務の適切な履行に必要となる技能と経験を有する者を確保し、下表に示す有資格者を配置し、本契約の終了までこれを維持すること。

必要資格一覧表

資　　格　　名	資格者数
破砕・リサイクル施設技術管理士	1名
フォークリフト運転技能講習修了者	1名
車両系建設機械運転技能講習修了者	1名
大型自動車運転免許	2名

（2）受託者は、業務に係る周辺機器類等の取扱い及び各種作業の実施に関し、技能と経験を有する者を確保すること。また、その他必要となる資格者の確保等については、組合と受託者とが協議して定めるものとする。

5．連絡調整等

受託者は、必要に応じ、業務従事者を招集し、労働安全衛生及び連絡調整等のための会議を行うこと。

6．業務内容

業務内容については次のとおりとする。

（1）適用範囲

業務内容については、一般的なものについて定めるものであり、運転管理については、ごみ中継施設取扱説明書に基づくものとする。また、明記のない事項であっても、施設の良好な運転管理を維持するために必要となった場合は、直ちに組合に報告するとともに、業務の履行に支障をきたすことのないよう適切な措置を講じること。

（2）安全衛生

業務に関する運転管理及び点検、修繕等は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するよう努めること。

（3）作業計画

補修整備等については、作業計画を立案、提出し、その工程及び実施内容等においては、運営業務等に支障をきたすことのないよう組合と協議し決定すること。

（4）組織体制及び業務内容

＜全般管理・事務業務＞

①本委託業務の全般を監督

②連絡調整

（保全点検業務）

①始業点検

②点検（日、週、月、臨時点検など）

③排水処理設備での水質確認及び水質調整

④整備及び修繕（突発故障時の軽微な補修含む）

⑤終業点検・清掃

⑥各種報告書の作成、提出

＜投入監視・機器運転業務＞

①始業点検

②受入・供給設備の監視

③コンパクタ装置のごみ圧縮・詰込操作

④各機器装置の監視

⑤運搬車両への積込監視補助

⑥終業点検・清掃

⑦各種報告書の作成、提出

＜搬入監視・分別業務＞

①始業点検

②搬入物監視

③搬入物の分別・破砕・貯留

④運搬車両への積込

⑤終業点検・清掃

⑥各種報告書の作成、提出

（５）業務内容に関する特記事項

①コンパクタ装置によるごみの圧縮・詰込操作は、運搬業務に支障をきたさないよう実施すること。

②業務に伴う日常的な点検内容及び実施頻度等については、次の内容を参考に適切に実施するものとする。なお、実施内容については、ごみ中継施設運転管理業務要領書に基づき良好な設備の状態を維持すること。

③コンテナの搬出前に、コンテナ後部等にごみが付着している場合は、ごみを取り除くこと。

④布団、畳等の搬出は受入側貯留スペースの関係上、10ｔアームロール車ではおこなえないことから、搬出に必要な車両を準備すること。準備車両は最大４ｔ以内とすること。

（６）点検・整備・補修

施設の維持管理に係る点検、整備及び修繕等については、次のとおりとする。

①受託者は、対象業務従事期間において組合が施設の良好な運転管理を維持するために必要となる本施設の点検、整備及び修繕等を実施する際協力すること。

②受託者は、前号に規定する本施設の法定検査、定期点検（業務以外の定期点検）、整備及び修繕を組合が実施する際、業務に支障をきたすことのないよう調整を図ること。

（７）維持管理業務

作動消耗品の交換業務及び設備点検業務については以下のとおりとする。

① 脱臭装置消耗品費交換　・ロールフィルター交換
② 設備点検・重機点検　・プラント設備点検（日常、月例）、重機点検（日常、月例）
③ クローズドコンテナ　・テールゲートパッキン（１回/年及び汚水漏れ時都度）

（８）施設清掃

施設の清掃においては、ランプウェイ、プラットホーム及び居室などについても常に清潔に保つこと。

７．その他

本特記仕様書に明記されていない事項については、組合及び受託者が協議して定めるものとする。